

共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務 基本仕様書

1 業務名

共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務

2 業務概要

広島は全国有数の「バスの街」として知られており、市内の乗合バス事業者は11社にものぼる。これまで乗合バス事業は、人口増加、経済成長のトレンドの中、需要に追随して利益を上げてきたが、各事業者の採算性や競争原理を優先した部分最適化により事業が展開されてきたことや、事業者間及び官民の連携が不足していたことから、事業者の枠を超えた利便増進の取組は一部の取組に留まっていた。

こうした中、人口減少やモータリゼーションの進展といった従前からある社会構造の変化に加え、コロナ禍に伴う輸送需要の大幅な減少等に直面し、これまでどおり事業者の経営努力だけで事業を存続させることは極めて困難な状況となっている。

このため、本市では、官民が一体となって「競争」から「協調」へと舵を切り、持続可能で利便性の高い乗合バス事業へと再構築するための新たな連携体制（共同運営システム（別添1参照））を令和6年度から構築しようとしており、本業務はその構築に向けた検討支援を行うものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 共同運営システム構築に向けた基礎的整理

① 共同運営システムの構築に向けたスケジュールの作成

② 下記項目の整理

ア 各事業者（8社）の経営環境、財務・人材・資産等の各種経営資源の状況（基礎的情報は本市から提供）

イ 公共交通に係る官民連携の他事例調査及びそれらと本市の現状との比較・評価

ウ 市域内の路線バスの現在の輸送状況（運行本数、路線別収支、輸送密度等）

エ 共同運営システムの実現に向けた課題の洗い出し

③ 都市づくりの観点からサービス水準を設定した他都市事例の調査

(2) 共同運営システムにおいて取り組む施策の検討

乗合バス事業のサービス向上、業務改善等に資する施策として、別添2に記載する施策のほか、有益な施策を検討し、以下に分類する。

① 早期事業化を目指す施策

ア 共同で取り組むことにより早期の効果発現が見込まれる施策

イ 喫緊の課題となっている運転手不足の解消に資する施策

② 中長期の施策

(3) サービス水準の検討

- ① 第6次広島市基本計画で掲げる「活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり」や、広島市都市計画マスタープランに掲げる「めざすべき都市構造」など、本市の都市づくりの観点を踏まえたうえで求められるサービス水準の検討
- ② サービス水準を客観的に評価するための指標の検討
- ③ サービス水準の維持に必要な運行費補助の在り方の検討（エリア一括協定運行事業の適用可能性を含む）

(4) プラットフォームの検討

公益性や各事業者間の公平性の確保に配慮した上で、以下について検討する。

（注：プラットフォームとは、別添1に記載の「協調・共創プラットフォーム(仮)」を指す）

① 役割分担

ア 共同運営システムによる取組のうち、プラットフォームの取組（スケールメリットにより効率化等を図るもの）と各事業者による独自の取組（各事業者が良い意味で競争し差別化を図るもの）の整理

② 資産管理

ア プラットフォームと各事業者との間における、資産等の保有・管理・整備・運用に係るルール of 整理

イ アによる整理の結果、各事業者からプラットフォームへ移行することとなった資産・業務の移行方法（手法、スケジュール）の整理

ウ プラットフォームと各事業者との間における費用負担・負担割合の考え方

エ 乗降データ等の管理、共有等に関するルール策定に向けた課題整理・方向性の検討

③ 財務

ア 財政運営スキームの検討

イ プラットフォームの独自の財源確保策の検討

ウ プラットフォームの財務状況の中長期シミュレーションの実施と課題整理

④ 組織のあり方についての検討

ア 組織形態

(ア) 他事例の調査

(イ) (ア)及び広島 of バス事業 of 特性や各事業者 of 経営資源等を踏まえ、多様な組織形態（株式会社、合同会社、非営利法人等）について、資産保有条件、設立負担、税制、会社組織 of 機関設計等の観点から検討する。

(ウ) 採用する組織形態 of 方向性検討（段階的移行も含めて検討）

イ 運営体制

(ア) プラットフォームに求められるガバナンス機能、組織構造、役員・職員等に求められるスキル等

(イ) (ア)で検討した組織構造 of 具体化 of のほか、役員構成や人員体制、人件費等

(5) 共同運営システム全般に係る検討

- ① プラットフォームと各事業者との契約におけるリスク分担等の整理
- ② 共同運営システムにおいて期待される広島市地域公共交通活性化協議会（別添 1 に記載）の役割
- ③ 共同運営システム運用開始以降の具体的なPDCAサイクル手法の検討
- ④ 共同運営システムの導入効果検証手法（VFM、クロスセクター効果など）の検討

(6) その他

- ① 本市・事業者等で構成される検討会議開催に係る資料作成（計 4 回開催）
- ② 検討会議への参加（計 4 回開催）

5 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 実施計画

- ① 受託者は、実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
- ② 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ・業務実施体制（担当者氏名、役割等）
 - ・実施スケジュール
 - ・その他、業務実施に当たって必要な事項等で発注者が必要と認める事項

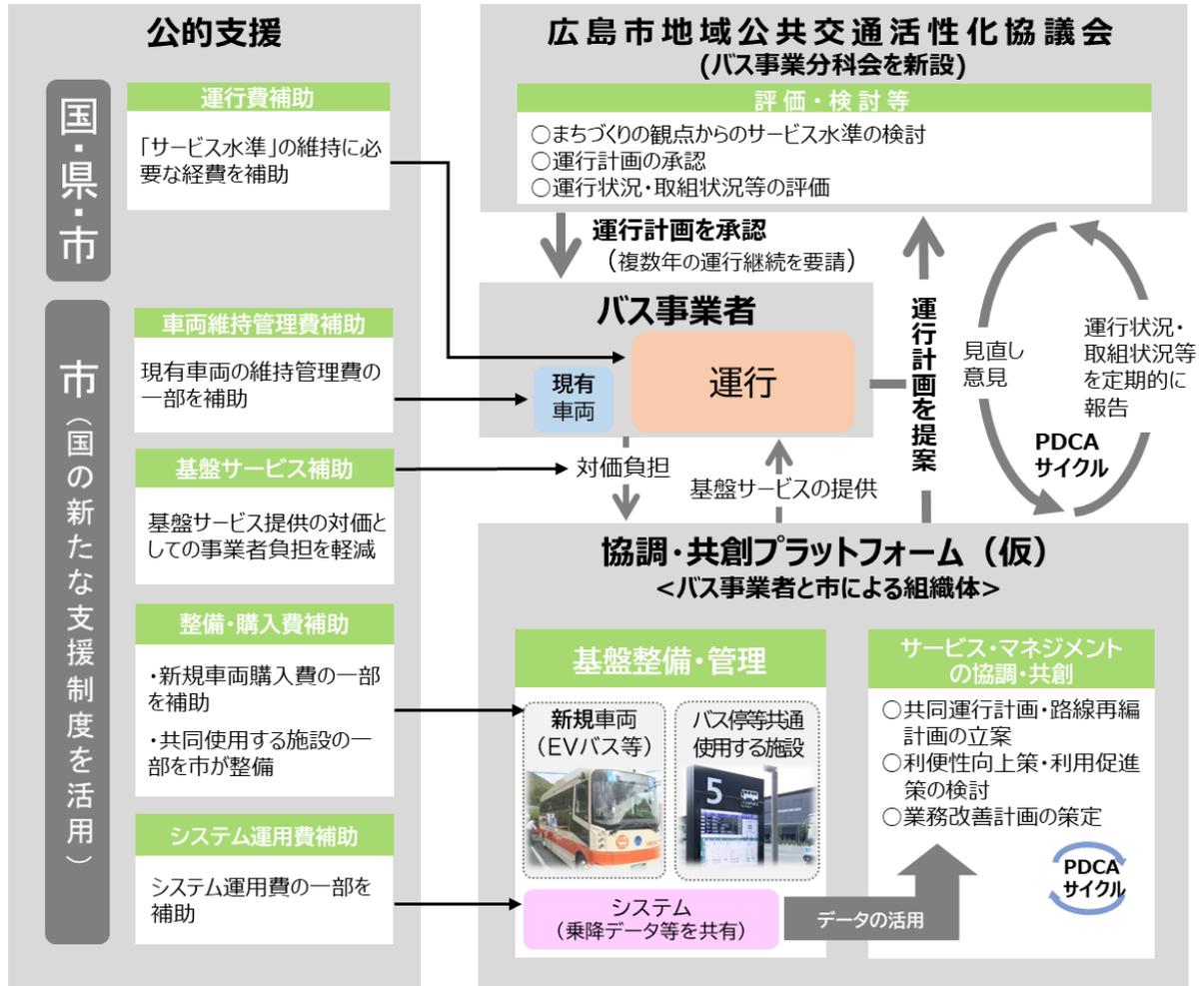
(2) 業務完了報告

- ① 本業務の実施内容及び成果と課題の検証結果を業務完了報告書として取りまとめること。
- ② 業務完了報告書は、印刷物2部及び電子データを作成し、契約期間内に本市へ提出すること。

6 その他

- (1) 受託者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (5) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、全て発注者に帰属する。ただし、同一性保持権等、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。なお、成果物は1次利用及び2次利用ともに無償で使用できるようにすること。
- (6) 受託者は、業務の趣旨を十分考慮し、発注者と連絡及び協議を緊密にしながら業務を遂行するものとし、発注者側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (7) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (8) 業務の充実に必要な内容として、独自の提案等があれば、発注者と協議の上実施することができる。
- (9) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。

共同運営システムのイメージ



共同運営システムの取組イメージ

1 利用者目線での質の高いサービスの提供

- 乗降データ等の活用によるサービス改善
 - 既存路線の最適化(運賃プール制の導入含む) 新規路線の導入
- 乗継等の利便性向上
 - 乗継環境等の改善
 - バスロケーションシステムの高度化等による案内情報の充実
- 窓口業務や広報・情報発信等の共同化
 - ウェブサイトやバスアプリ等の開発 共同コールセンターの設置

4 コンパクトな都市づくりを支える持続可能なバスネットワークの構築

- まちづくりの観点からのサービス水準の確保
 - ※既存路線の最適化(運賃プール制の導入含む。)
 - ※運賃制度の見直し(MaaS推進含む) ※新規路線の導入
- 交通結節点等の機能向上
 - ※乗継環境等の改善
 - ※バスロケーションシステムの高度化等による案内情報の充実

2 収支改善や運転手の安定的な確保等による経営の安定化

- 施設等の共通使用の推進
 - EVバス充電施設等の共有化
- 運行や運営管理の効率化
 - IT点呼の導入などによる業務改善
 - ※既存路線の最適化(運賃プール制の導入含む)
- 運転手の処遇改善とバス事業の魅力向上
 - 共同による積極的な人材(運転手)確保
 - 運転手採用に係る効果的な募集方法等の導入
- 教育・研修の共同化
 - 共同研修の実施(おもてなし研修・安全研修等)

5 新技術等の積極的な導入によるバス事業のスマート化

- 交通DX・GX化等の推進
 - EVバス
- バス事業の魅力向上
 - 車両更新に合わせたEVバスの導入
 - ※IT点呼の導入などによる業務改善

6 災害時等に持続的なサービス提供ができるレジリエントなシステムの構築

- 事業継続のための事業者間の連携強化
 - ※運転手採用に係る効果的な募集方法等の導入 運転手の相互派遣

注) は重点取組、※は再掲

3 まちづくりと一体となった移動需要の創出

- 積極的な利用促進策の展開
 - ※既存路線の最適化(運賃プール制の導入含む) ※新規路線の導入
 - 運賃制度の見直し(MaaS推進含む)
 - ウェブサイトやバスアプリ等の開発
- 交通結節点等の機能向上
 - 乗継環境等の改善
 - ※バスロケーションシステムの高度化等による案内情報の充実